

令和3年7月吉日

会員各位

公益社団法人東京都柔道整復師会
会長 伊藤 述史

【東京都・月次支援給付金】のお知らせ

平素は、会務運営にご理解ご協力を賜り心より御礼申し上げます。また、執行部ではコロナ感染拡大・拡大防止策の影響を受けている中、会員の応援をすべく様々な活動・情報提供をしているところです。

さて、令和3年6月に「一時支援金」(本年3月までを対象)に続く支援施策として、4月以降を対象月とした「月次支援金」についてお知らせさせていただきました。

この度、東京都でも令和3年4月以降を対象に「月次支援給付金」が実施されることになり、令和3年7月より申請受付が開始されたことをお知らせいたします。

この【都の「月次支援給付金」】は【国の「月次支援金」】では対象外であった①30%～50%未満の減収者も対象にしています。

また、②【国の「月次支援金」】受給者に対しては加算支給となっていることもご案内申し上げます。

- ① 【対象者】 令和3年の4・5・6月の各月売上げが、平成31年又は令和2年の4・5・6月の各月に比して30%以上50%未満減少している者。(【国の「月次支援金」】対象外者)
【支援給付金】・個人事業主：5万円/月 ・法人：10万円/月が支給されます。
- ② 【対象者】 令和3年の4・5・6月の各月売上げが、平成31年又は令和2年の4・5・6月の各月に比して50%以上減少している者。(【国の「月次支援金」】対象者)
【支援給付金】・個人事業主：2.5万円/月 ・法人：5万円/月が支給されます。
(【国の「月次支援金」】・個人事業主：10万円/月・法人：20万円/月 の加算支給)

※詳細につきましては【月次支援給付金／東京都】

<https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp> をご覧下さい。

※【都の「月次支援給付金」】はオンライン申請だけでなく郵送申請も可能なことから、都柔整での申請サポートは行っていません。

※【国の「月次支援金」】を給付された場合は申請書類が簡素化されます。

尚、【国の「月次支援金」】について、都柔整より足立事務所に申請サポートを依頼した会員は、申請書類等について足立事務所【042-631-5755】までご相談ください。